

再就職状況の公表について

本市の退職者について、「尼崎市職員の退職管理に関する条例」に基づき、再就職状況の公表を行います。

1 公表対象者

再就職情報の届出があった者（届出は、課長級以上の職に就いたことのある元職員が、離職後2年以内に営利企業の地位に就いた場合等に必要）

2 公表項目

氏名、離職日、離職時の年齢、離職時の役職、再就職日、再就職先の名称、再就職先の業務内容、再就職先における役職

3 公表方法

本市ホームページに掲載し、公表

以 上